

◎出席者(敬称略)

委員長：日詰 一幸(静岡大学教授)
副委員長：小出 禮節(富士市町内会連合会会長)
委員：齋藤 立己(富士市生涯学習推進会連合会会長)
松本 玲子(富士市社会福祉協議会会長)
和久田 恵子(中部ブロック代表)
望月 恵子(東部ブロック代表)
石川 計臣(北部ブロック代表)
西森 共二(西部ブロック代表)
加藤 崧(北西部ブロック代表)
明石 武彦(一般公募委員)
佐久間 恵(一般公募委員)
※欠席：松野 俊一(南部ブロック代表)
今村 優子(一般公募委員)
オブザーバー：加納 孝則(市民部長)
事務局：まちづくり課 6名

1 開会

2 市民憲章唱和

3 委員長挨拶

4 議事(進行：日詰委員長)

(1) 項目5：まちづくり協議会の設置

(委員長)

前回に引き続きまして、項目5「まちづくり協議会の設置」から検討を始めていきたいと思います。前回皆様にご検討いただきました内容につきまして、事務局から修正案を事前にお送りさせていただいておりますので、これについて事務局から説明いただきたいと思います。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

何か皆さんからご質問やご意見はありますか。

(G委員)

(1)の「地区の市民等で構成された組織であること」というふうに、「団体」が「組織」に変わりましたが、まちづくり協議会の構成団体というのは、市などから任命された個人も入っています。例えば緑化指導員が入っています。そういう人は団体とは言わないのではないかという気がします。

(A委員)

団体ならば4～5人ほしいですが、個人というような解釈をしています。

(事務局)

ここで示す組織というのは、まちづくり協議会全体のことを示しておりまして、構成する1団体とか1委員を指すものではございません。

(G 委員)

分かりました。

(I 委員)

「地区の市民等の大多数で構成された」の「大多数」を除いたところをご説明いただけますか。

(事務局)

前回、事務局からは「市民等の大多数」ということで提案させていただきました。抽象的な表現かもしれませんが、できるかぎり多くの方々がまちづくり協議会に参画するべきだということを、何%とは言えないものだから、「大多数」と言う表現をさせていただきました。しかし、前回のご議論の中で、あえて「大多数」という表現が必要なのかというご意見がございまして、いらぬのではないかとということで、削除するという事になったかと思えます。

(I 委員)

分かりました。

戻ってしまって申し訳ないのですが、まちづくり協議会がどういう組織かということ、「地区における住民自治を総合的に担う」というのは大事かと思えます。後ろのところは無くても、「～担うまちづくり協議会」ではいけませんか。

(委員長)

富士市の場合、「住民自治」というものの捉え方が、町内会にあるということですよ。町内会を束ねた小学校区程度、これがまちづくり協議会の大きさになってくるわけですけど、そこに住民自治という言葉当てはめると、従来富士市が築いてこられた住民自治というものと齟齬(そご)がおきるという議論だったと思えます。

(I 委員)

町内会というのも一つの団体ではないのかと思えますが。

(A 委員)

そうではないですね。

(E 委員)

そうではないです。

(A 委員)

それだとかえって都合が悪いと思えます。

(委員長)

そのところの議論が前回あったわけで、私も、町内会を束ねていくところの、もう少し大きな範囲のところも住民自治という形で表現できないのかということをお願いしたのですが、それは違うということでした。これには、富士市のこれまでの住民自治のあり方というのが大きくあるだろうと思えます。普通に、富士市の市民の方々にとっての住民自治と言うと、町内会の方に重点が置かれるということなのだと思います。

(A 委員)

例えば、防犯灯をつけるときには、まちづくり協議会で話し合っても、そこだけの話であって、パイプ役として、行政側へと伝えるのが、町内会になります。

(I 委員)

まちづくり協議会というのは、そもそも、お祭りのようなイベントだけを行う組織なのですか。

(A 委員)

お祭りばかりではないです。

(E 委員)

町内会は基本的には全住民が参画していると思います。まちづくり協議会は、任意団体も入っているし、地域自治を運営すると言う組織ではないと思います。

(I 委員)

最初の計画の中の組織図ですと、違う印象を受けました。

(A 委員)

確かに各地区まちづくり協議会には筆頭に町内会が入ります。しかし、自治という言葉が、何か他に表現方法がないかと思ったのです。

(C 委員)

私は前回休んでいるので、議事録を読ませていただいたのですが、この内容に関しては 3~4 ページで一番長く議論されていて、「自治」が一番引っかかっているのだろうなと感じました。ただ、「各地区にまちづくり協議会を置く」だけにしてしまうと、歯抜けみたいな感じがします。ですので、「各地区において地区まちづくり活動を推進するためにまちづくり協議会を置く」というのはどうでしょう。地区まちづくり活動というのは、「地区の市民等が、より活力ある明るい地区を作るため、お互いに協力し、自主的に活動すること」となっているので、そういうことをするためにまちづくり協議会を置くということを意義付けてしまった方が良いと思います。「統治する」とか「自治を総合的に」と言うのと反発が出てきてしまうのかなと思います。

(委員長)

技術的なことで言うと、用語の定義の 4 号のところに、まちづくり協議会をきちっと規定するという仕立てになっています。重複する部分をなるべく省いていくというのが、条例や法を作っていくときの一つのルールです。

(C 委員)

役割が後から出てくるので、そちらにおまかせしてしましましょう、ということなのですか。

(委員長)

入れてもおかしくはないですが、重複することになります。そういうものをなるべく削いでいくというのが、条例の読ませ方あるいは作らせ方としてあると思います。

(C 委員)

中学生にも分かるようにという話もありますよね。

(委員長)

用語の定義がありますので、それを踏まえての理解の下に読み進めるような読ませ方になっていますよね。今回は、この 5 項目のところから入ってしまったので違和感を覚えられるかもしれませんが、条文を最初から読んでいく中で 5 項目に入ってくるという形で、流れとして見ていただければ良いと思います。そこでも、これでは味気なくて歯抜けのような状態だということであれば、何か文言を差し挟もうかということになると思います。そのあたりは事務局も結構検討されたと思います。

(C 委員)

「地区における住民自治を総合的に担い」のところだけを抜いた方がと思いました。そこだけが引っかかっているのだろうなという感じがしました。

(副委員長)

枕言葉的に一つの文章を入れていくとなると、至るところに同じような内容の文章を入れていかなければならなくなりますよね。あっさりしていると言うご指摘は確かに分かりますけれど、そこがこういうものを作るときの一つの問題になりますね。

(事務局)

前回、事務局の方でこの条文案を出させていただいたときには、小学校区におけるまちづくりを中心的に進めていくようなまちづくり協議会というものを言葉にしたときに、どういった表現があるかというところをあえて

謳い込みたいという思いから、「地区における住民自治を総合的に担い、地区まちづくり活動を推進する、市民等により自主的に組織された団体として」という表現をさせていただきました。しかし、「地区における住民自治を総合的に担い」というところを抜いてしまった場合に、「地区まちづくり活動を推進する、市民等により自主的に組織された団体として」という表現になってしまい、まちづくり活動を行うその他の団体についてもここに該当してしまうのではないかという議論がありました。そこで、地区まちづくり活動を中心的に担う組織を表現するにはどういったものがあるのかと考えたときに、原点に戻りまして、「用語の定義」のところまでこれを謳っているのだから、その表現をあえてここに入れ込む必要はないのではないかという結論に至りました。

(委員長)

事務局ではそういう検討の元に原案が示されたということですが、みなさんいかがでしょう。

(全員)

異議なし。

(委員長)

では、第1項につきましては、「各地区にまちづくり協議会を置く」ということにいたします。

第2項の各号についてはいかがでしょうか。

(A 委員)

「団体」を「組織」にしましたが、「組織」という意味はどういう範疇をいうのでしょうか。まちづくり協議会はだいたい26団体くらいです。36まで増やしたところもあります。その中には、幼稚園、保育園、福祉施設といった施設も入っています。

(委員長)

基本的にまちづくり協議会イコール組織だということですね。それを構成する団体とは切り離していただいて、まちづくり協議会が一つの組織であって、いろんな団体で構成されるということですね。

(H 委員)

「用語の定義」で「組織された団体をいう」となっていますので、いいのではないかなと思います。

(副委員長)

この文言の「組織」というのは協議会を指していて、協議会を構成するのは市民等ですね。

(委員長)

項目5の2項の1号と、「用語の定義」の4号の「まちづくり協議会」はちょっとおかしいですね。

(事務局)

今回、項目5の1項で「組織」ということを提案させていただきました。さかのぼりまして、「用語の定義」のところの第4号、「まちづくり協議会」の定義のところ、「地区まちづくり活動を中心的かつ主体的に行うため、地区の住民等により組織された団体をいう」ということで、「団体」という表現を使っています。ですので、今回、項目5についてご承認いただければ、こちらの方の表現も「構成された組織をいう」と変えさせていただきますと考えています。

(委員長)

「団体」にするか「組織」にするかということで、定義の方も変わってこざるを得ないということですね。もし原案の通りに、項目5の2項の第1号の「組織」だということになりますと、用語の定義のまちづくり協議会のところも、「地区まちづくり活動を中心的かつ主体的に行うため、地区の住民等により構成された組織をいう」というような形になります。

(副委員長)

協議会を構成する団体と、協議会と、言葉をはっきり分けたということですね。「団体」と「組織」ということで、整合性が取れますね。

(委員長)

まちづくりに関わっているいろいろな団体があるので、団体とまちづくり協議会が混同されないように文言を分けたいという趣旨ですね。

(G 委員)

「市民等」というのは、宗教、神社も含めてという広義的な意味で取っていいのでしょうか。

(委員長)

「用語の定義」の中で、市内に居住する人によって組織された団体ということになりますから、神社、仏閣、教会、全部入ってきますよね。

(G 委員)

それはいいですね。

(委員長)

それを排除しないということでしょうね。ただそういう枠組みの中に入っただけかどうかは地区によって違って来るだろうと思います。地区の中のいろいろな団体は全部構成員になりうるということです。

(G 委員)

まちづくり協議会と結託してやれば、それだけ広い意味で仲良しになれるということですから、いいことだと思います。

(H 委員)

社会資源の一つですね。

(I 委員)

町内会ですとか、生涯学習推進会ですとか、町内会の各組とかから選ばれてきた方たちによる地縁の団体だけでなく、子供に読み聞かせをする団体ですとか、子育てですとか、志を同じくする集団として志縁団体も入るのですね。

(委員長)

そういう団体も全部含めてということですね。そういう団体を含めて作られた組織としてまちづくり協議会があるという読み方です。よろしいでしょうか。

(全員)

異議なし。

(委員長)

では、項目 5 はこの形でいきたいと思います。

(2) 項目 6 : 市民等の役割

(委員長)

次に、項目 6 の「市民等の役割」になります。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

第 3 条に規定する「基本理念」の条文案をご覧ください。うえて、この市民等の役割というものをどういうふうに規定するのかご意見いただければと思います。

(副委員長)

最後の締めが、「積極的に参画するものとする」というのはかなり強く表示を出していますよね。「努めるものとする」とか柔らかい表示にした方がいいのかなという気がします。他の所でもこういうふうに言い切っているところもありますけど。

(委員長)

越前市、宗像市、豊中市が「積極的に参画するものとする」「積極的にかかわるよう努める」「積極的に参画するよう努めなければならない」ですね。その部分をどういうふうに表示するかというところで自治体の特色が出ていますね。事務局としては積極的に参加させたいという思いがあるわけですね。

(事務局)

第1回目、第2回目のご議論の中で、「より多くの方々にまちづくり活動に参画していただきたい」というご意見が多かったと思います。そういった皆様の思いを反映するつもりで、強い表現かもしれませんが「参画するものとする」という表現を使わせていただきました。

(委員長)

そのあたりどうでしょうか。もうちょっと柔らかくしてもいいのではないかというご意見です。「積極的に」を取るといっていいのでしょうか。

(副委員長)

「積極的に努める」、あるいは「参画するように努める」でいかがでしょうか。言い切ってしまうと、この条文をもとに、「あなた参加しなさい」とは言えない気がします。

(委員長)

確かにその部分はあるかもしれませんが。「ここに書いてあるだろう」みたいな話になってしまったら、いろいろ事情があって参画できない方もいるわけです。そういう方への配慮も一定程度必要かもしれません。「地区の取り組みに参画するよう努めるものとする」とかですかね。

(A 委員)

その方がいいですね。

(委員長)

「積極的に」を取って、「参画するよう努めるものとする」ということで、どうですか。

(全員)

異議なし。

(委員長)

では、これはこの形でいきたいと思います。

(3) 項目7：市の役割

(委員長)

次は「市の役割」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

これにつきましても、資料の裏に、他の自治体の参考例があります。これらのものを参考にさせていただきながら検討していきたいと思います。ご意見やご質問がありましたらお願いします。

1項の中に「地区まちづくり活動の活性化を図るため、必要な施策」と書いてありますが、具体的にどんな施策が想定されますか。

(事務局)

10項目目の「まちづくり協議会に対する市の支援」や、そもそもこういった支援を示しております、まちづくり活動推進計画のようなものが、こういった施策にあたるものと考えます。

(委員長)

10項目目の「市の支援」の中にいくつかの項目がありますが、そういうものが想定されるということになるのですね。

(A 委員)

施策に基づいて、各地区が7部会を中心に立ち上げてくださいという、これもしっかりした施策だと思っています。各地区の自主性を尊重しても、市としてはある程度整合性を持った形でいろんな活動をしていかなければならないから、整合性を持たせるような柱の部分は市の施策ではないかと私は考えています。全然なくて自主的にやってくださいというのはおかしいし、柱がほしいということです。

(委員長)

このような第1項にある表現は必要だということですね。

(A 委員)

はい。

あと、活動の円滑が大事ですので、2項と3項を逆にしたらどうかと思います。

(委員長)

2項と3項を入れ替えてみたらどうかというご意見ですが、いかがでしょうか。

(H 委員)

3項に「必要な支援」とありますが、この「支援」というのはどういうものを指しているのでしょうか。例えば、財政的な支援なのか。ここのところは大事なところかと思っています。

(A 委員)

これは補助金などばかりではなく、施設の借用とかいろいろあると思います。

(C 委員)

10項のところの、人材育成、財政支援、技術的支援などのもろもろのことではないですか？活動の場の支援とか、情報の収集とか、市民活動の場の提供とかが考えられます。

(委員長)

1項の「まちづくり活動の活性化を図るため必要な施策」と、3項の「まちづくり活動を円滑に推進できるような必要な支援」をどういうふうに区別しますか。

(事務局)

先程の説明が足りなくて申し訳ございませんでした。第1項目の「必要な施策」というのは、まちづくり活動推進計画のような、市としての全体的な、地域コミュニティを活性化する取組みになります。3項の「必要な支援」というのは、それに基づく具体的な支援です。財政支援、人的支援、技術的支援、そういったものを「必要な支援」という形で区別させていただいております。

(委員長)

まちづくり活動推進計画というのは、計画期間はどのくらいでしたか。

(事務局)

平成28年度までの計画になっております。

(委員長)

ということは5年ごとに改定していくということなんですね。それを「まちづくり活動の活性化を図るために必要な施策」だということですよ。それで、まちづくり協議会そのものへの市の支援策というのは第3項に出てくるという。そして第2項の「前項の施策の実施にあたり、市民等の意見の反映に努める」というのは、要するに、まちづくり活動推進計画を作るときに市民の方々に参画してもらうということ、ここで位置づけているわけですね。これは「施策の実施にあたり」ということですね。まちづくり活動推進計画を作って、その実施にあたって市民の意見を聞く、という形になっていますね。

(副委員長)

2項を3項にして、前2項の実施にあたり意見を聞くという形にした方がいいのではないですかね。前項だけではなく、上2項の必要な状況に応じては市民の意見を聞いていくという方向の方がいい気がします。上の方だ

け市民の意見を聞く、下は聞かなくてもいいよというものでもないでしょう。

(委員長)

今のご意見でご理解できますでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

仮にそうすると、どんなふうになりますか。

(事務局)

2項と3項を入れ替えまして、3項は、「市は、前2項の実施にあたり、市民等の意見の反映に努めるものとする。」というような形で表現してはいかがでしょうか。

(E 委員)

施策と支援はどういう区別ですか。

(委員長)

施策というのは、地域活動全体の活性化策というふうに言っていて、それがまちづくり活動推進計画に相当するものということです。支援というのは、この後に出てくるような、まちづくり協議会そのものへの支援という、そういうふうに区別をしているようです。

(E 委員)

広い意味ではどちらも支援なのかもしれないですね。しかし、括ってしまうと、支援か施策かで統一しないと引っかかってこないの、これでいいのかなという気がします。

(委員長)

確かに、施策と支援というのは、少しわかりづらいかもしれません。いろいろなご意見を出していただいて、分かりづらければ分かりづらいと言っていた方がいいと思います。

また、先程のご意見のように、1項と2項両方にかかってくるという、両方に市民の意見を聞くというのは、これは一つのポイントだと思います。

(C 委員)

必要な施策は、策定するのも実施するのも市の方だということですか。

(委員長)

策定して実施するということです。まちづくり活動推進計画というものがあるわけですね。5年ごとに改定していくということです。

(C 委員)

策定し、実施する、ということですよ。

(事務局)

施策と支援の区別がつかないというお話がありましたので、「必要な支援」を、「施策に基づく支援」という表現にしたらどうでしょうか。

(C 委員)

支援を策定するとは言わないので、差別化をすると、施策は策定し実施するんですが、支援は行うもので、言葉のニュアンス的に違いが分かりやすいかなと思います。

(委員長)

京都の事例としては、「地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない」となっています。策定の部分と実施の部分を組み込んだ表現になっています。

(H 委員)

施策に基づく支援というのは、市の予算を取るときに、計画が作られていないと、予算が取れないということ

になるのでしょうか。

(委員長)

一般的に、総合計画にないものを予算要求するのは難しいわけですね。計画期間にあっては。総合計画の中にまちづくり推進計画をどういうふうに位置付けるかですね。ただこちらは条例ですから、仮に計画の中に無くても、まちづくり活動を推進するためには必要だとすれば、「実施するものとする」としていればできると思います。

(H 委員)

そうすると、「支援を行うものとする」というのは、もう少し義務的な表現の方がいいのかなと思います。努力規定と義務規定ということ、市の役割の中に文言で入れた方がいい気がします。京都では、「必要な支援を行わなければならない」と、かなり強い表現で言っていますよね。

(委員長)

市民の方が参加することのいいところは、行政にそういうタガをはめることができるわけですね。行政は努力規定にしたいわけですが、それを義務規定にすることもできるわけです。

(H 委員)

努力規定だと、「努力していますよ」で終わってしまうこともありますからね。市の役割というのはある程度重いところかなと思います。各まちづくり協議会の人たちが一生懸命頑張っても、なかなか通らないところがあると思いますので、こういう位置付けがありますよという大義名分があれば、そういう話ができるかと思います。

(委員長)

例えば、第 1 項で、「必要な施策を実施しなければならない」などという規定ですね。市にとっては厳しいですね。

(副委員長)

もう一度確認したいのですが、1 項は、「地区のまちづくり活動の活性化」ということを主眼に書いていますね。2 項では「地区の活動を」という言い方をされていて、主眼は地区の方に置いていますね。そのこのところにどういう区分けをしたのかということ。1 つにしてもいいような内容に捉えられます。

(A 委員)

実際は活性化と円滑化と同じようなものです。

(委員長)

そのあたりどうですか。

(事務局)

最初の条文案を作成したイメージといたしましては、地域コミュニティを活性化する全体の施策というものがそもそもあって、それに基づく具体的な取組みというのが、例えば、新しい補助金制度を導入するであるとか、まちづくりの人材育成事業を行うとか、そういった個々の取組みが支援という住み分けをいたしました。そこで、このような条文案にさせていただいたのですが、かえって分かりにくくなってしまっているのかなと思います。

(委員長)

先程の「団体」と「組織」との違いみたいな話で、込み入ったところを「施策」と「支援」という文言で整理していこうということですね。1 項と 2 項の違いというものが、委員の皆さんの中ですっきりと成立できないと意味がないので、この表現についていかがでしょうか。

(副委員長)

「必要な支援」の方が、この言葉は、利用する方にとって意味のある言葉ですね。そして主な支援として考えられるのが、人的支援、財政的支援というのがこの中に入ってくると思います。

(C 委員)

その方が良かったような気がします。

(委員長)

ではもう一度元に戻していただいて、「市は、市民等が地区まちづくり活動を円滑に推進できるよう、必要な支援を行うものとする」。いかがですか。1項の方は、市全体の、コミュニティにおけるまちづくり活動の活性化全体の計画だということですね。それに対して2項の方は、それよりも少し具体化した、地区でのいろんな支援策ということになるわけですね。役員の方が変わっても、これをパッと見たときに、この条例の趣旨をきちっと理解できるかどうかということだと思っんですね。事務局の方はこれですっきりできていますか。

(A 委員)

例えば、この地区でプロジェクターがほしいなど、それがあれば円滑にできるなどという話が出たときに、使えるような文章じゃないかと思います。

(委員長)

そういう話が出たときにどう対応するかですね。

(副委員長)

見方によって、片方は必要、片方は必要じゃないとも見えます。

(事務局)

支援については、項目 10 の「まちづくり協議会に対する市の支援」に落とし込むような流れで考えております。

(委員長)

「まちづくり協議会に対する市の支援」の条文案を考えるときに、例えば「第何条で規定した必要な支援については～」のような、それを受けるような形で書いていくということなのではないでしょうか。そういう形になるかと思いますが、これでいいでしょうか。

(I 委員)

3 項の「市は、前 2 項の実施にあたり」の後に、「幅広い市民の意見の反映に努めるものとする」というのはいかがでしょうか。

(委員長)

「市民等」というと前の定義のところと関わってくるんですね。「市内において、居住する人、事業を営む人並びに働く人、学校に通学する人」そういったものを全て包含するという読み方になると思います。

(I 委員)

地区の中だと、見えなくなってしまうところがあるかもしれないので、市の役割としては、幅広い意見が入っているのかなというところに視点が合った方がいいと思います。

(委員長)

「市民等」という用語の定義の捉え方なのだろうと思いますが、おっしゃるような、幅広い人々を含む概念だどこかで定義しておけば、全て入ることになるかと思いますが。皆さんそういう理解でいらっしゃると思います。これを後で逐条解説の中できちっと、幅広いという言葉を入れ込んで、年齢、性別、国籍とか、そういう物を全部含みこんだ形ですよ。そういう方が全部、市民等の中に入るという理解を共通の理解としておけばいいと思います。

(F 委員)

地区におけるまちづくり協議会と協力の心構えが市にあれば、この文章でいいと思います。市の役割として、地区のほうへの応援という意味で、その心構えというものが市のほうにあれば、文章なんてどうだっていいんです。市の当局の方も人が変わっていくでしょう、地区の方もいつまでも同じ人物がやってはいません。そのときにこういう条例があってそれをひも解いたときに、「ああ、こうだ」ということで、何かあった時に市の方へ要請をかけるときに理解をしてくれればそれに越したことはないわけです。

(委員長)

今おっしゃったとおりで、地区も人が変わる、行政機関も人が変わりますが、変わった方々でも今条例を作っている我々と同じ精神で、未来永劫に向かっていくということだと思います。ですから、そういうことが理解できるような逐条解説にしておかないといけないと思います。

(F 委員)

人はそれぞれ考え方がありますが、こういうものがあることによって、誰が変わっても、文章を読んだときに、同じような気持ちで理解できればいいわけですね。

(委員長)

では、これでいいでしょうか。

(全員)

異議なし

(委員長)

ではこういうことでお願いしたいと思います。

(4) 項目 8 : まちづくり協議会の役割

(委員長)

次に行きましょう。項目 8 の「まちづくり協議会の役割」についてお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

まちづくり協議会の役割として、キーワードをいくつか上げていただいておりますけど、こういうものを組み込む形で 1 項から 5 項まで文言化しているということです。したがって、この部分はもう少し変えた方がいいなどご意見あるんじゃないかと思うんですが、ご質問やご意見を自由にお出しただければと思います。

(F 委員)

まちづくり協議会がスタートして 1 年経ちました。今度は 2 年目に入ります。1 年間の中で、よくこういう文章を作り上げるものだと思います。推進会議から協議会に変わって 1 年間やってみて、いろいろ課題があります。「地区課題の解決に積極的に」というのは、先程も「積極的に」というのは出ましたが、果たしてどこまで積極的にできるかどうか分かりませんが、そういったことも含めながらやっています。

それから、「市民等が参画しやすく、透明性の高い運営」というのは、一部の人でやったら何か事が起りそうな感じがしますから、透明性を高めて運営するというのは当然のことだと思います。

「持続可能な地区まちづくり活動」、「持続可能」という言葉をよくぞ選んできたと思いますが、果たしてどこまで持続可能で行けるかどうかというのは、先程も言ったように、たまたまその年度において、いい顔ぶれがあったときには相当力こぶも入りますが、とりあえずいいよいいよでやっている人と一緒にやったときには力は愕然と落ちます。果たして持続可能ができるかどうかは課題です。

「次代を担う人材育成」、これは大事だと思っています。次代を担う人材育成ということについては、こちらから積極的に、「次も頼むよ」ということを言いますが、今の若い人はけっこう遠慮っぽいところがあります。「次代を担う人材育成」ということは必要なことだと思います。その地区が存続していくためには、活動を積極的にやっていくためには必要になります。

5 項までの文言については、私はさして変えるところはないと思います。よくまとめた条文になっていると思います。

(I 委員)

5 項に「他の団体と相互に連携するよう」とありますが、「他の団体」とはどんな団体を考えているのでしょうか。

(事務局)

まちづくり協議会には、地区の中における様々な団体であるとか推進員の方々が参画していますが、この5項におきましては、「地区内の市民等の交流促進」というところで、まず、まちづくり協議会の中の皆様方の交流を促進したいという思いを込めさせていただきました。そのあとの「他の団体」というのが、まちづくり協議会以外の団体、あるいは市全域で活動しているような、例えばNPOであるとか企業であるとか、そういった団体と相互に連携しながら何か物事を進めていく、課題解決をしていく、そういったことイメージして文案を示させていただきました。

(委員長)

まちづくり協議会の地区を超えての交流を促進するという意味も含まれているということですね。

(I 委員)

例えば、他のまちづくり協議会とも、というのも入るでしょうか。そうしたら、「他の団体や組織と」にした方が良いと思います。

(委員長)

そうですね。まちづくり協議会を組織だと考えれば、まちづくり協議会同士の連携というのもあり得るでしょうね。今そういうのはあまりないですか。

(事務局)

今年度、まちづくり協議会ということで26地区設立されて、今年度は2回、まちづくり協議会の会長さんが一堂に会する場を設けさせていただいております。

(副委員長)

私はこれは地区内と読みました。例えば子どもの防犯活動をやる場合、それぞれの団体がいろんな活動をやっています。ですので、協議会と団体とが相互連絡をとったりして、同じような歩調でやっていくと、そういう意味に捉えました。

(委員長)

地区内の連携と、もう一つの意味として、地区を超えたところで活動している団体との連携というのものもあるわけですね。その両方というふうに私は受け止めたのですが、この読み方がちょっと違いますね。

(G 委員)

私は地区内の連携と捉えています。自分のところがうまくいっていないのに、他のところと連携なんてまだまだ早いですよ。

(委員長)

だからこその他の団体と交流することによって、活動の幅を広げるといってもあり得るわけですね。他のところが入り込むことによって、新しい発見が出てきたりするわけで、外から入ってくるのはなかなか難しいとおっしゃるかもしれませんが、そこを入れちゃうと逆に良くなる可能性もあるかもしれません。

(G 委員)

むしろ自分のところを早くしっかりしたものに固めるということが大切だと思います。私の地区では、「まちづくり協議会ができたという話だけど、私たちはどうなる」と、事業所から呼びかけられています。早くそういうものを巻き込んだ、しっかりした基盤を作ることは大切だなと思っています。ここでいう5項の課題じゃないかなと思いますが、それが課題だなと思っています。

(委員長)

今はその段階かもしれませんが、将来的には、地区の活動の幅を広げていくということで言えば、いろんな団体との交流は不可欠だろうと思います。ですので、将来を見据えた形で捉えていただければいいのかなと思います。

(F 委員)

今、ブロック別に分かれていますね。私どもは西部ブロックとして、合併して6年ですが、旧富士市の岩松・岩松北と、松野地区、富士川地区の西部ブロックとしての交流、事業を、祭りも含めながらやっています。生涯学習推進会でも親交を交えて意見交換していますね。まちづくり協議会の方にしても、西部ブロックとして、意見交換、情報交換はさせてもらっていますので、それはいいことだと思います。ただ、自分の地区が何もできないのに他の地区との交流について言っている時間は無いです。まずは自分の地区がどうあるべきか、ということを実際にその気になって、自分の地区を作り上げることだと思います。

(C 委員)

今地区の中でやっていることは、予算の関係もあるので、例えば同じようなことをやっているところは、この「連携」という言葉からすると、防犯会とか PTA が防犯のことの講習会を開くなら一つでやりましょうということです。一人講師を呼べば一人の講師代で済むものですから、それで連携を取りましょうということをやります。ですので、まず地区の中で連携を取れるところは連携を取っていくと、それが他地区でも連携を取れるのであれば、一人の講師を2つの地区で呼べるわけですから、それでまた予算が削減できます。地区の中で同じようなことをいくつも立ち上げてやっていますから、まず連携を取る、というふうに私は取りました。その後で、防犯なら防犯で同じようなことをやるのなら、他地区とも一緒にやりましょう、という意味なのかなと取らせていただきました。

(副委員長)

最後の言葉が、「努める」という言い方になっています。ということは、「初めからそういうことも念頭においてやりなさい」、という考え方になります。そうではなくて、地区でやっていて、これは他地区と一緒にやった方がいいよというときには、やっちゃいけないなんてことはないですね。それから、他地区の協議会との、という考え方を持っていくとすると、この文言だとかおかしくなりますね。

(委員長)

そうですね。この辺りは直さないでだめですね。

(副委員長)

条例の中では、他地区との連携に努めなければならないというところまで規定する必要はない気がします。

(委員長)

これからは、地縁団体の皆様と、地縁という区画を超えて活動を続けている NPO と連携するという取組みは必要になってくるだろうと思います。その部分をなんとか工夫して入れたいというのが事務局の考え方だろうと思うし、他の自治体でも同じような課題に直面しています。町内会の皆様と NPO の皆様はそりが合わない場合が結構あって、対立してしまう場合があります。これは非常に不幸な状態だと私は思っています。両方とも、いいまちづくりをしようという目的は持っているのですが、やり方や手段のところでもどうもそりが合わないという問題があります。でも、両方が一緒になってやっていただければいいものができるというのはだいたい分かるわけです。そのことを努力規定の中に入れたいということだと思います。

(F 委員)

今地区内で一番問題を抱えているのが、それぞれ同じような内容をやっている団体がいくつもあります。交通安全の時を見てください。春の交通安全運動と秋の交通安全運動なんて、安全協会をはじめ、いろいろな団体が旗を振ったりしていますが、それが地区内で上手にまとまっていけば解決していくわけです。昔から長い歴史がある中で、極端な言葉ですが、意地の張り合いです。地区内で同じような内容をやっているところを、一つにまとめてやっていったら、それだけの力が固まってくるのではないかと思うのですが、なかなかそれが時間がかかっています。秋の交通安全運動の初日は、各十字路へと各団体がそれぞれ集まって物を配ったりしていますが、ひと塊りにならないでそれぞれこぢんまりと固まっています。

(委員長)

おっしゃる通りです。ですが、やはり未来志向でいかないといけないと思います。今はそういう課題を抱えて

おられるとしても、どこかでそれを変えていけるような取組みを持っていかないとまずいだろうと思います。そういう意味では、まだ5項は文言として見直しの余地があるだろうとは思いますが、地区のまちづくり協議会と同時に、いろんな方々と連携する仕組み作りというのは欠かせないかと思っています。是非そういうことは入れて欲しいと思います。

(H 委員)

私もそういう意見です。点が線になって、線が面になっていくと。まちづくりというのは面を作らなければいけないと思います。それがネットワーク化できれば、そういうところに未来が繋がっていくのではないかと思います。点を線にして、まちづくりが面になっていくということが必要じゃないかと思っています。それは長くかかるかもしれませんが、冒頭でも言わせていただきましたが、中学生でも分かるようなまちづくりの条例にしていきたいと思いますというのは、そういう面からも必要じゃないかと思っています。

(D 委員)

4項の「持続可能」という言葉に引っ掛かっているのですが、地域のまちづくり活動は、何10年と流れて活動をしていくためには、その時代、時代で活動内容が変わってくるということを思うと、「持続可能な」ではなくて、「地区まちづくり活動の持続に向けて、次代を担う」とした方がいいかと思っています。

(委員長)

5項については、次回までに検討いただけますかね。それから4項のところで「持続可能なまちづくり活動に向けて」というところを「地区まちづくり活動の持続に向けて」にしたかどうかというご意見がありますがどうでしょうか。

(D 委員)

ずっと何10年同じ活動をしていくわけではないと思うのです。その時代、時代でやっぱり変わっていくので、その方がいいかと思いました。

(委員長)

「持続可能な」としてしまうと、今の活動そのものを続けていくという印象を受けられるのですね。

(D 委員)

そう取られてしまうと思います。

(G 委員)

賛成です。何故このようなことやっているのか、ということがいっぱいあります。

(委員長)

今のところに留まるということではなくて、さらに高い次元に向かって進んでいくということですね。発展していくということです。

(C 委員)

持続可能な形に変化していったいいよという意味で使っているのですよね。

(委員長)

捉え方だと思います。

(C 委員)

持続可能な形にしていったいいよという意味で使っていると思いました。どんどん変化していったいいから、とにかく持続していけるようなまちづくりをしていきなさいという意味で付いていると思いましたので、「持続可能な」という言葉がいいと私は思っていました。

(委員長)

先程のご意見は逆に、「持続可能な」と言うと、今ある活動、今の状態が、持続可能になってしまっはまずいだろうという読み方ですね。お二方が言ってらっしゃることは変わらないのですが、「持続可能な」という言葉の読み方が違ってきているということですね。

(副委員長)

持続していけるような活動に、どんどん脱皮しながら進んでいく、改めながら、改善しながら行く、そういう意味で捉えればよいと思います。

(委員長)

そういう意味として、「持続可能な」というのを読ませるために、何か工夫ができるのであれば工夫してみるということでしょうかね。

(事務局)

「持続可能な地区まちづくり活動」という表現をさせていただいたのは、そもそもまちづくり活動推進計画の柱になるところが、「持続可能な地域コミュニティづくり」という言葉がございますので、「持続可能な」という言葉を使わせていただきました。なおかつ、「地区まちづくり活動」の用語の定義は、「地区の市民等が、より活力ある明るい地区を作るため、お互いに協力し、自主的に活動することをいう」ということで、ある程度固まった活動ではなくて、自主的に、皆様の思いで変えていただける活動のことを指しているかと思います。事務局といたしましては、「持続可能な地区まちづくり活動」というのは、ある程度固まった活動をずっと続けていくのではなくて、地域の皆さんで思いを共有して、新しいものへと変えていくところは変えていく、といったような意味合いで表現させていただきました。

(委員長)

その辺りも、逐条解説の中にきちっと、「持続可能な」ということの意味を、そういうポジティブな未来志向の言葉として捉えていくということを入れていただく必要がありますね。そうすれば懸念も取れますよね。

(D 委員)

はい。

(委員長)

時間が来ましたので、今日はここまでにしたいと思います。まだ 4 号と 5 号と検討が必要かと思しますので、これは次回に検討したいと思います。

5 その他、連絡事項（事務局から連絡）

6 閉会